

2019 年度 石川県奨学生(緊急) 募集

402

以下の要領で「石川県奨学生(緊急)」を募集します。

1. 応募資格
 - (1) 保護者等が石川県内に現に引き続き3年以上居住していること。
 - (2) 学業成績が平均水準以上であること。または、勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあること。
 - (3) 家計が急変した者で、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 主たる家計支持者が会社等の倒産等により解雇され、又は早期退職した場合。又、再就職したが収入が著しく減少している場合。
 - イ. 主たる家計支持者が死亡又は離別した場合。
 - ウ. 主たる家計支持者が破産した場合。
 - エ. 病気、事故、会社倒産、経営不振、その他家計急変の事情により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大または収入が減少した場合。
 - オ. 火災、風水害、震災等の災害により災害救助法、天災融資法の適用を受ける著しい被害又はこれらの災害に準ずる程度の被害を受けたことにより、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合。
 - (4) 日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていないこと。
2. 金額:月額 44,000 円(無利子貸与)
3. 期間:採用決定時から採用年度末(「緊急採用奨学金継続願」を提出した場合は、翌年度末まで継続可)
4. 推薦人数:なし…この奨学金は学内選考はありません。
5. 書類配布受付期間:随時
6. 窓口時間:【白金校舎】月～金:9:30～11:45, 12:30～16:00 土:9:30～11:45
【横浜校舎】月～金:9:30～11:45, 12:30～16:30 土:9:30～12:00
7. 面接日:【白金校舎】書類提出時に予約
【横浜校舎】書類提出時に予約
8. 提出書類:(1)奨学生カードまたは更新用紙(今年度提出済の場合は不要)
 - (2)奨学生願書(所定用紙)
 - (3)奨学生推薦調書(所定用紙・大学で作成)
 - (4)成績表
 - *1 年次生は出身高等学校の最終学年の調査書
 - *2 年次生以上はポートヘボンから印刷した最新の成績通知書。
(2018 年度取得単位がわかるように、ラインマーカー等で線を引いておいてください。)
 - (5)家族全員の住民票(市町発行、「マイナンバー」の記載が無いもの)
 - (6)父母双方(又はこれに代わる者)の 2018(平成 30)年分の所得証明書(市町発行)
 - * 父子世帯又は母子世帯の場合は、父のみ又は母のみの所得証明書でよい。
 - * パート勤務や無職である場合でも、「2018(平成 30)年分の所得証明書」又は「2019(平成 31)年度の新課税証明書」を提出すること。
 - (7)就学者全員分(志願者本人分、小・中学生分は不要)の在学証明書又は学生証のコピー
 - (8)家計急変の事由を証明する書類
 - (9)家計急変による支出の増大又は収入の減少がわかる書類
 - (10)その他特別な事情がある場合の確認書類(該当者のみ)
(例:障害者手帳の写し、診断書等)
9. 推薦者発表:学内選考はありません。
10. その他:(1)本奨学金は、貸与終了の1年後(途中辞退者は6ヶ月経過後)から、最長20年以内に年賦・半年賦・月賦で返還することとなります。
 - (2)貸与終了時の奨学金借用証書提出のときは、連帯保証人(原則として父母)のほかに別の保証人1人を要するので、あらかじめ考慮しておいてください。
 - (3)書類の配布・受付は、所属する校舎の学生課とします。
 - (4)貸与期間中、大学に奨学生の在籍・成績の確認を求められることがあります。その場合、学生部では教務部に在籍・成績を確認し、回答することがあります。申込の際には、この点をご了承ください。
 - (5)上記の窓口時間は授業期間中の時間です。夏季休暇・冬季休暇・白金祭・入学試験等の期間には変更となりますので、別途確認してください。